

第40回 定時株主総会 招集ご通知



PARK24 CO.,LTD.

日時

2025年1月30日（木曜日）
午前10時開催（受付開始午前9時）

場所

東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場
地下1階 パレロワイヤル

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

議決権行使期限

2025年1月29日（水曜日）午後5時まで
詳細は次頁をご覧ください →

パーク24株式会社

証券コード 4666

株主の皆さまへ

東京都品川区西五反田二丁目20番4号
パーク24株式会社
代表取締役社長 西川 光一

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第40回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.park24.co.jp/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/4666/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名（パーク24）または証券コード（4666）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



株主さまにおかれましては、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

■ 当日ご出席の場合



議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■ 当日ご欠席の場合



① 郵送による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2025年1月29日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



② インターネットによる議決権行使の場合

後記「議決権行使のご案内」（5頁）をご確認のうえ、2025年1月29日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

記

1. 日 時 2025年1月30日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場
地下1階 パレロワイヤル

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第40期(2023年11月1日から2024年10月31日まで)事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期(2023年11月1日から2024年10月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。
- ①連結計算書類のうち「連結注記表」
②計算書類のうち「個別注記表」
- したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

ライブ配信および事前のご質問受付についてのご案内

株主総会の様子をご自宅等でもご視聴いただけるよう、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。また、株主さまより本株主総会の目的事項等に関する事前のご質問をお受けいたします。

1. 配信日時

2025年1月30日（木曜日） 午前10時 から株主総会終了時刻まで

※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

2. 事前のご質問受付期間

本招集ご通知到着時から2025年1月27日（月曜日）午後5時まで

3. 事前のご質問登録・総会模様ご視聴方法

株主さま専用サイト 「Engagement Portal」

からご登録・ご視聴いただけます。

株主さま専用サイトのログイン方法

スマートフォン等でログイン用QRコードを読み取るか、下記URLにアクセスのうえ、議決権行使書裏面に記載のログインID・パスワードをご入力ください。

なお、スマートフォン等をご利用の場合、下記議決権行使書裏面に記載のQRコードを読み込んでいただくことで、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインすることができます。ログイン後「事前質問」または「当日ライブ視聴」をクリックし、おすすみください。

〈QRコードを読み取る方法〉

議決権行使書の裏面（副票）



〈ログインID・パスワードを入力する方法〉

【株主総会オンラインサイト URL】

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

※右記QRコードはURLにアクセスするものです。議決権行使書裏面に記載のログインID・パスワードをご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



事前のご質問ご登録方法

- ①ログイン後、株主さま専用サイトに表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ②画面の案内に従い、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

※事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主さまのご関心が高いと思われるものについて、株主総会当日にご回答させていただくとともに、当社ウェブサイト上で回答の内容をご紹介させていただく予定です。なお、頂戴したご質問すべてに必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

ライブ配信のご視聴方法

株主総会当日に株主さま専用サイトへログイン後、画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、ライブ視聴等に関する利用規約をご確認のうえ、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

4. 株主総会へご出席される株主の皆さまへのご案内

当日の会場撮影は株主さまのプライバシー等に配慮し、会場後方からの撮影としますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

5. ご留意事項

- ① ライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権のご行使、ご質問、動議のご提出はすることができません。事前にご質問されたい場合は、前頁の「事前のご質問ご登録方法」をご参照ください。議決権行使につきましては、本招集ご通知5頁にてご案内の方法により事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ② 何らかの事情により、当日ライブ配信を行うことができなくなった場合、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.park24.co.jp/>）にてお知らせいたします。
- ③ ライブ配信のご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- ④ ライブ配信の撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ⑤ ご使用のパソコン、スマートフォン等の端末環境やインターネットの通信環境により、ご視聴いただけない場合、映像および音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥ ご視聴いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。

株主さま専用
サイトに関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-676-808（受付時間 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時、通話料無料）

議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

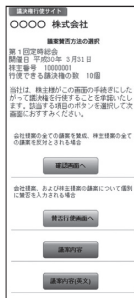
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

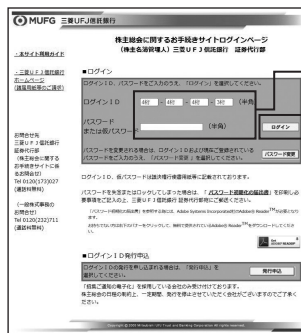


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

- 書類とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。
- 毎日午前2時から午前4時半までは取り扱いを休止します。
- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、利益成長による企業価値向上を第一義と考え、持続的成長に必要な投資資金としての内部留保を勘案した上で、余剰資金は配当を中心に、株主の皆様へ安定的に利益還元することを基本方針としております。2024年10月31日を基準日とする1株当たり配当金につきましては、財務の健全化を図ることを経営の重要課題と認識していることから、直近の配当予想と同額の1株当たり5円といたします。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 5円 配当総額 852,966,300円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年1月31日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

機動的な配当を実施するため、別途積立金を取り崩し、次のとおりといたしたいと存じます。

減少する剰余金の項目およびその額	別途積立金	19,592,000,000円
増加する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金	19,592,000,000円

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役会の機動性および実効性の向上を目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の選任にあたりましては、公正性、透明性および客観性を高めるため、指名報酬・ガバナンス委員会（委員長は社外取締役、代表取締役社長以外の構成員は社外取締役のみ）に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

※14頁の【ご参考】にスキルマトリクスを掲載しておりますのでご参照ください。

1 ^{にし} ^{かわ} ^{こう} ^{いち} **西川光一**（1964年10月13日生） **所有する当社株式の数** 8,110,460株

再任

■ 取締役候補者とする理由

西川光一氏は、1993年当社入社以来、駐車場事業に従事し、営業部門、情報システム部門長や取締役等の経験を経て、2004年当社代表取締役社長に就任いたしております。駐車場事業、モビリティ事業における豊富な業務経験と、企業経営全般に関する見識を有しており、引き続き取締役候補者としていたしております。

■ 取締役候補者が有するスキル

企業経営、グローバルビジネス、
情報システム・テクノロジー

■ 当社グループにおける管掌

駐車場事業国内、駐車場事業海外、内部監査

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1989年4月 株式会社アマダ入社
 1993年11月 当社入社
 1994年1月 当社取締役
 1998年1月 当社常務取締役
 2000年11月 タイムズ24株式会社（現タイムズサービス株式会社）代表取締役社長
 2004年1月 当社代表取締役社長（現任）
 2006年6月 有限会社千寿代表取締役社長（現任）
 2009年3月 株式会社マツダレンタカー（現タイムズモビリティ株式会社）代表取締役会長
 2010年12月 タイムズ24株式会社代表取締役社長（現任）
 2018年2月 NATIONAL CAR PARKS LIMITED取締役（現任）
 2019年11月 タイムズモビリティ株式会社代表取締役会長（現任）

再任

■ 取締役候補者とする理由

川上紀文氏は、2003年当社入社以来、システム会社、コンサルティング会社での勤務経験を活かし、駐車場・モビリティ事業のIT化、営業システム構築・業務効率化推進など、当社グループのシステム部門長を歴任するとともに、タイムズカーを中心としたモビリティ事業の拡大に専心しております。企業経営・情報システム全般に関する見識を有しており、引き続き取締役候補者といたしております。

■ 取締役候補者が有するスキル

企業経営、情報システム・テクノロジー

■ 当社グループにおける管掌

モビリティ事業、ICT、情報管理、マーケティング、会員事業、モビリティ研究所、中央管制センター推進室

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1986年3月 富士通エフ・アイ・ピー株式会社入社
 1989年10月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社
 1999年5月 A.T.カーニー株式会社入社
 2003年10月 当社入社
 2007年11月 当社執行役員
 2013年1月 当社取締役執行役員
 2017年1月 SECURE PARKING PTY LTD取締役（現任）
 2017年8月 NATIONAL CAR PARKS LIMITED取締役（現任）
 2018年11月 当社取締役常務執行役員
 2019年11月 タイムズモビリティ株式会社代表取締役社長（現任）
 2022年11月 タイムズ24株式会社取締役専務執行役員（現任）
 2024年1月 当社取締役専務執行役員（現任）

3 **實 貴 孝 夫**

(1971年10月7日生)

所有する当社株式の数

4,369株

再任

■ 取締役候補者とする理由

實貴孝夫氏は、2017年当社入社以来、会計・ファイナンスのスキル、海外での豊富なビジネス経験をベースに、2017年に当社グループに加わったシンガポール・マレーシアの事業責任者として駐車場事業の立ち上げおよび拡大と収益構造の変革に従事してまいりました。また、経営企画担当として、新型コロナウイルス感染症禍で先行きが不透明な中での資本政策の立案・実行、財務会計、新規事業の立ち上げなどを推進しております。グローバルビジネス・経理・財務に関する見識を有しており、引き続き取締役候補者といたしております。

■ 取締役候補者が有するスキル

企業経営、グローバルビジネス、
会計・ファイナンス、サステナビリティ

■ 当社グループにおける管掌

経営企画、経理・財務、IR、サステナビリティ

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1995年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
 2000年7月 メリルリンチ日本証券株式会社（現BofA証券株式会社）入社
 2007年7月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社入社
 2009年1月 PricewaterhouseCoopers Limited Hong Kong入社
 2011年4月 メリルリンチ日本証券株式会社（現BofA証券株式会社）入社
 2013年7月 Bank of America, N.A. Singapore Branch 転籍
 2017年1月 当社入社
 SECURE PARKING PTY LTD 取締役（現任）
 SECURE PARKING SINGAPORE PTE. LTD.（現TIMES24 SINGAPORE PTE. LTD.）
 業務執行取締役
 SECURE PARKING CORPORATION SDN. BHD.（現TIMES24 MALAYSIA SDN. BHD.）
 業務執行取締役
 2020年11月 当社執行役員
 台湾普客二四股份有限公司 董事長
 2023年11月 タイムズ24株式会社 取締役執行役員（現任）
 2024年1月 当社取締役 上席執行役員（現任）

4 おお **大** うら **浦** よし **善** みつ **光** (1954年7月8日生)

所有する当社株式の数

800株

再任

社外

独立

■ 社外取締役候補者とする理由および期待される役割

大浦善光氏は、上場企業において執行役として企業経営経験を有するとともに、他社の社外取締役も務めておられることから、豊富な見識と経験を有しており、その見識と経験に基づいた意思決定と監督をいただけるものと期待して引き続き社外取締役候補者としております。なお、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に基づき、当社独自に社外取締役独立性基準を定めております（15頁～16頁に記載のとおりです。）。また、当社は大浦善光氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、大浦善光氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

■ 社外取締役候補者が有するスキル

企業経営、会計・ファイナンス

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1977年4月 野村証券株式会社入社
2003年6月 同社常務執行役
兼野村ホールディングス株式会社執行役
2009年3月 株式会社ジャフコ（現ジャフコグループ株式会社）常務執行役員
2013年4月 同社専務取締役
2014年8月 株式会社ウィズバリュー代表取締役（現任）
2015年5月 株式会社アルバイトタイムス社外取締役
2015年6月 株式会社MS-Japan非常勤監査役
2016年1月 当社社外取締役（現任）
2016年6月 株式会社MS-Japan監査等委員である社外取締役（現任）
2017年9月 株式会社キャンディル社外取締役（現任）

5 ^{くろ}**黒** ^き**木** ^{しょう}**彰** ^こ**子** (1963年5月26日生) 所有する当社株式の数 0株

再任

社外

独立

■ 社外取締役候補者とする理由および期待される役割

黒木彰子氏は、外資系コンサルティング会社や大手IT企業等での実務経験に基づく会計・ファイナンスと、人事領域に関する深い見識を有しています。グローバルな視点に基づいた当社経営への意思決定と監督をいただけるものと期待して引き続き社外取締役候補者としていたしております。なお、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に基づき、当社独自に社外取締役独立性基準を定めております（15頁～16頁に記載のとおりです。）。また、当社は黒木彰子氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、黒木彰子氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

■ 社外取締役候補者が有するスキル

グローバルビジネス、会計・ファイナンス、人財開発・DEI、サステナビリティ

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1987年4月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入行
 1989年1月 ワイアット株式会社（現タワーズワトソン株式会社）入社
 1996年10月 富士通株式会社入社
 2005年10月 グローバル・イノベーション・パートナーズ株式会社（富士通 100%子会社、コーポレートベンチャーファンド）非常勤監査役
 2010年4月 地方公務員共済組合連合会 資金運用委員会委員（総務省）
 2017年2月 株式会社ジャステック取締役執行役員総務経理本部本部長 CFO・CHRO
 2019年6月 アイエックス・ナレッジ株式会社社外取締役（現任）
 2021年6月 株式会社シーボン社外取締役
 2022年4月 学校法人帝京大学経済学部教授（現任）
 2023年6月 大崎電気工業株式会社社外取締役（現任）
 2023年12月 勤労者退職金共済機構 資産運用委員会委員長代理（厚生労働省）（現任）
 2024年1月 当社社外取締役（現任）
 2024年7月 千代田化工建設株式会社社外取締役（現任）

注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、大浦善光氏および黒木彰子氏との間で会社法第427条第1項の責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の概要は、事業報告書「役員」の状況（5）責任限定契約の内容の概要に記載のとおりであります。

3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。

4. 大浦善光氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。

5. 黒木彰子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

現任監査等委員である取締役1名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

※14頁の【ご参考】にスキルマトリクスを付しておりますのでご参照ください。

なが さか たかし
長 坂 隆 (1957年1月13日生) 所有する当社株式の数 0株

再任

社外

独立

■ 監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割

長坂隆氏は、監査法人での公認会計士として長年にわたり培ってきた会計に関する専門的な知識と豊富な経験に加え、監査部長や常務理事を務められた実績を有しており、他社の社外取締役も務めておられることから、その知識と経験に基づいた意思決定と監督をいただくことに加え、当社の業務執行に対する監査機能の向上を期待して、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に基づき、当社独自に社外取締役独立性基準を定めております(15頁~16頁に記載のとおりです。)。また、当社は長坂隆氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、長坂隆氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

■ 監査等委員である社外取締役候補者が有するスキル

企業経営、会計・ファイナンス

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1979年4月 監査法人中央会計事務所入所
1981年6月 公認会計士登録
1990年9月 中央監査法人社員
1998年7月 同法人代表社員
2005年5月 中央青山監査法人監査部長
2007年8月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)常務理事
2010年8月 同法人シニアパートナー
2019年6月 長坂隆公認会計士事務所代表(現任)
株式会社コンテック社外取締役
特種東海製紙株式会社社外監査役
2020年1月 当社社外取締役
2020年5月 イオンフィナンシャルサービス株式会社社外取締役(現任)
2022年6月 特種東海製紙株式会社社外取締役
2022年11月 当社監査等委員である仮社外取締役
2023年1月 当社監査等委員である社外取締役(現任)
2023年6月 特種東海製紙株式会社監査等委員である社外取締役(現任)

議案および参考事項

- 注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、長坂隆氏との間で会社法第427条第1項の責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の概要は、事業報告図役員状況(5)責任限定契約の内容の概要に記載のとおりであります。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
4. 長坂隆氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、2022年11月に監査等委員である仮社外取締役として就任してから本総会終結の時をもって2年2ヶ月となります。なお、同氏は、監査等委員である仮社外取締役就任以前に、当社の監査等委員ではない社外取締役に2年10ヶ月在任しておりました。

【ご参考】第2号議案、第3号議案が承認された場合の体制およびスキルマトリクス

5つのマテリアリティ（重要課題）と中長期ビジョンを達成するために、当社グループを牽引するために必要なスキルを7つ特定しました。なお、以下の一覧表は各役員の有するすべての知見・経験を表すものではなく、当社の経営に際し特に重要なものに○をつけています。

当社における地位		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		企業経営	グローバル ビジネス	会計・ ファイナンス	法務・ コンプライアンス	情報システム・ テクノロジー	人財開発・ DEI	サステナビリティ
取 締 役	西川 光一	代表取締役社長	○	○		○		
	川上 紀文	取締役専務執行役員	○			○		
	實貴 孝夫	取締役上席執行役員	○	○	○			○
	大浦 善光	社外取締役	○		○			
	黒木 彰子	社外取締役		○	○		○	○
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	山中 新吾	取締役			○			
	丹生谷 美穂	社外取締役			○			○
	長坂 隆	社外取締役	○		○			

●スキルの定義

スキル	定義
①企業経営	<ul style="list-style-type: none"> ・「4つのネットワーク（人・クルマ・街・駐車場）の拡大・進化・融合」の推進を通じた既存事業の成長、新事業・新サービスの創出 ・企業の役員として企業経営を経験
②グローバルビジネス	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な成長の軸としての海外の駐車場事業の遂行 ・異なる商慣習・文化圏における、既存事業の収益改善、新事業・新サービスの創出
③会計・ファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な財務基盤の構築、将来の事業成長に向けた適切な投資と当社の方針に則った株主還元を実現するための財務戦略の立案・実行
④法務・コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的な信頼を獲得し、企業価値を維持するためのコンプライアンス対応 ・企業を不当な争いや競争から守り、適法ビジネスへと先導するための法務戦略や知財（特許等）戦略の遂行
⑤情報システム・テクノロジー	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム・先端テクノロジーの活用による、既存事業のサービス展開・拡充、新事業・新サービスの創出
⑥人財開発・DEI	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の持続的成長の源泉である社員の個性を最大限発揮するため、採用を含めた人財マネジメント・人財戦略の立案・実行
⑦サステナビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動を通じた環境・社会課題の解決と企業価値向上の循環システム構築

社外取締役独立性基準

パーク24株式会社（以下「当社」という）は、当社の適正なコーポレートガバナンス体制を構築するにあたって、経営の公正性、透明性と客観性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えております。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（注1）
2. 当社の主要株主（注2）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先（注3）
 - (2) 当社グループの主要な借入先（注4）
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等であり、当該社員等として当社グループの監査業務を担当している者
5. 当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門的サービスを有する者
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注6）
7. 社外取締役の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（注8）が上記1から7までのいずれか（第4項および第5項を除き、重要な者（注9）に限る）に該当していた者
9. 過去3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めに関わらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- 注) 1. 現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用人（本規準において「業務執行者」と総称する）および過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。
2. 主要株主とは、当社事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。
3. 主要な取引先とは、当社グループのサービス提供に資する製品等の仕入先であって、かつ、その年間取引金額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
4. 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
5. 多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
- (1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当該専門家が当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）が、年間1千万円を超えるときを多額という。
- (2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の合計額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。
6. 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
7. 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
8. 近親者とは、配偶者および二親等内の親族をいう。
9. 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

以上

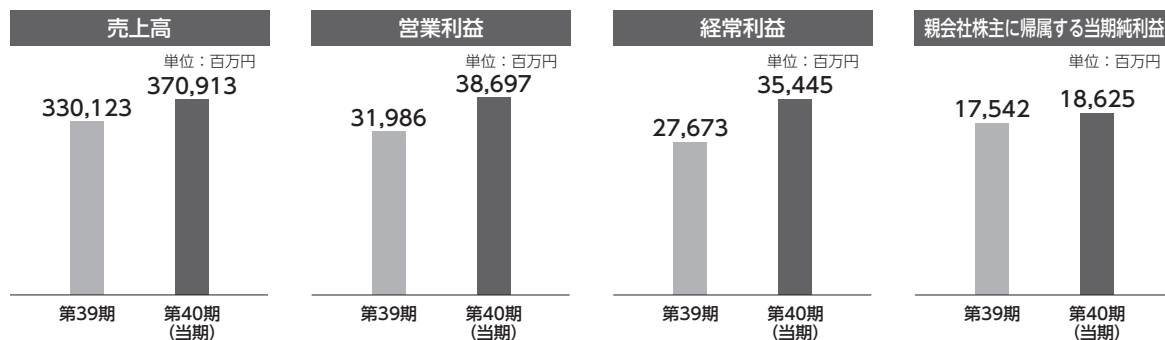
1 当社グループの現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2023年11月1日～2024年10月31日）において、当社グループは中期事業戦略として掲げる「4つのネットワーク（人・クルマ・街・駐車場）の拡大とシームレス化」のもと、「ネットワーク拡大の加速」と「サービス進化」を重点的に取り組んでまいりました。「ネットワーク拡大の加速」について、駐車場事業では収益基盤となる新規物件の開発を、モビリティ事業では車両・貸出拠点・会員数の拡大を加速させました。「サービス進化」については、お客様に選ばれ続けるためのサービス利便性の追求と、新サービスの創出・提供を可能とする強固な基盤構築をデジタル化の推進によって実現することで、さらなる成長を目指しました。

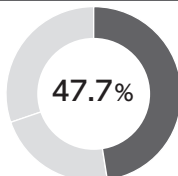
営業概況といたしましては、駐車場事業国内及びモビリティ事業は好調に推移し、駐車場事業海外は一部の地域で駐車場稼働が想定を下回ったものの、他の地域については順調に推移しました。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループ業績は、売上高は3,709億13百万円（前期比12.4%増）、営業利益は386億97百万円（同21.0%増）、経常利益は354億45百万円（同28.1%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は186億25百万円（同6.2%増）となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、英国において契約関連無形資産の減損損失19億78百万円を計上した影響のほか、豪州事業の持株会社であるPARK24 AUSTRALIA PTY LTDにおいて、繰延税金資産の一部取り崩しに伴う税金費用として法人税等調整額15億73百万円を計上した影響等を受けました。



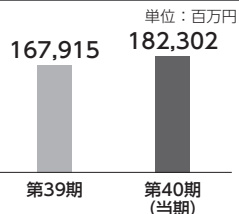
駐車場事業国内

売上高構成比

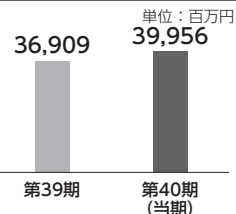


※売上高構成比は外部顧客への売上高を基に算出しております。

売上高



営業利益

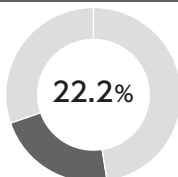


駐車場の稼働は好調に推移しました。厳選開発のノウハウを活かすことで収益性を維持した拡大を行い、当連結会計年度は1,565件を開発しました。また、サービス進化に向けた取り組みとして、自社開発精算機タイムズタワーの設置や車番認証カメラを活用した駐車場の拡大を図ることで、より簡単に出入庫や精算が可能な次世代駐車場サービスの構築を推進しました。

これらの結果、国内におけるタイムズパーキングの運営件数は18,571件（前連結会計年度末比5.3%増）、運営台数は633,208台（同9.9%増）、月極駐車場及び管理受託駐車場等を含めた総運営件数は26,300件（同3.6%増）、総運営台数は813,600台（同6.8%増）となり、当事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は1,823億2百万円（前期比8.6%増）、営業利益は399億56百万円（同8.3%増）となりました。

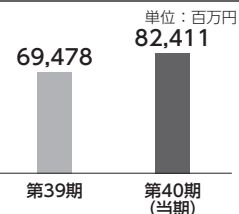
駐車場事業海外

売上高構成比



※売上高構成比は外部顧客への売上高を基に算出しております。

売上高



営業損失



事業報告

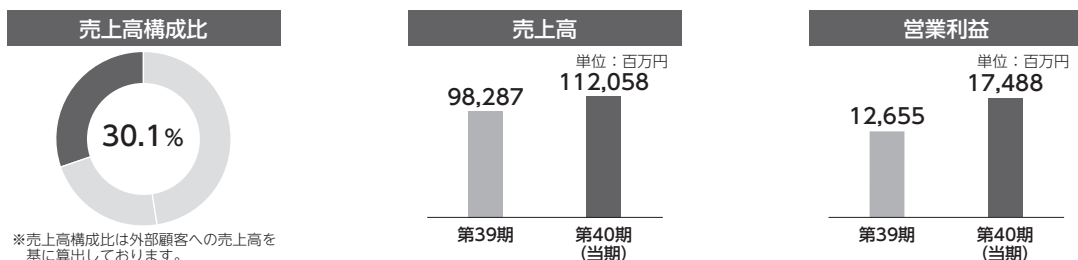
主要な展開地域のうち、英国の駐車場稼働は一部の地域で想定を下回ったものの、他の地域では順調に推移しました。豪州では主に都心部の駐車場稼働が想定を下回った一方で、アジア地域での駐車場稼働は順調に推移しました。

国内の駐車場事業戦略である「小型・分散・ドミナント化」をベースに、各地域の駐車場需要環境に適した短期契約駐車場「各国版タイムズパーキング」の開発を促進することで、大型かつ長期契約駐車場に偏った事業ポートフォリオを最適化し、事業リスク低減に努めました。また、地域特性に応じた施策や駐車場稼働管理システムの活用により既存駐車場の収益改善に取り組んでいるほか、アプリ決済への対応をはじめとしたサービスの進化により、お客様の利便性と満足度向上を図りました。

これらの結果、海外の駐車場の総運営件数は2,806件（前連結会計年度末比8.5%増）、総運営台数は543,793台（同1.0%増）となり、日本を含む全世界における駐車場の総運営件数は29,106件（同4.1%増）、総運営台数は1,357,393台（同4.4%増）となり、当事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は824億11百万円（前期比18.6%増）、営業損失は9億67百万円（前期営業損失16億9百万円）となりました。

※当連結会計年度における海外グループ会社の連結対象期間は2023年10月1日～2024年9月30日となります。

モビリティ事業



継続的なプロモーションの実施等によるタイムズカーの認知度向上と、会員プログラムの改良やアプリケーションにおけるユーザーインターフェースの整備による利便性向上、利用促進に向けたキャンペーン等の実施により、会員数及び利用は順調に増加しました。当連結会計年度に増車した車両台数は9,123台、増加した貸出拠点数は3,944箇所となり、需要や地域特性に合わせた増車及び貸出拠点の開設により、車両1台当たり利用料は車両を増車しながらも伸長しております。また、原油価格の高止まりや物価の高騰などを受け、2024年2月より距離料金及び安心補償サービス加入料金を改定しております。

これらの結果、モビリティ車両台数は69,170台（前連結会計年度末比15.2%増）、貸出拠点数は19,961箇所（同24.6%増）、会員数は3,032,645人（同25.1%増）となり、当事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は1,120億58百万円（前期比14.0%増）、営業利益は174億88百万円（同38.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額（リース資産を除く）

駐 車 場 の 設 備 等	131億29百万円
海 外 の 駐 車 場 の 設 備 等	39億77百万円
モ ビ リ テ ィ 事 業 用 車 両 等	155億31百万円
そ の 他	34億23百万円
合 計	360億61百万円

(3) 資金調達等の状況

当連結会計年度の資金調達に関し特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、グループ理念である「時代に応える、時代を先取る快適さを実現する。」のもと、交通インフラサービス企業としてさらに進化すべく、2035年中長期ビジョン「モビリティサービスプラットフォーマーへの進化」を掲げております。ビジョンの実現に際しては、以下を中長期的な会社の経営戦略に基づく対処すべき課題と認識しております。

① 4つのネットワークの拡大・進化・融合

2035年中長期ビジョン「モビリティサービスプラットフォーマーへの進化」の実現に向けては、「4つのネットワーク（人・クルマ・街・駐車場）の拡大・進化・融合」を推進することが重要であると認識しております。そのため、それぞれのネットワークにおける開発力やサービス提案力等、営業力の強化に加え、他社ブランドの駐車場・モビリティサービスに対して、オンライン管理システムTONICに蓄積されたデータと、運営に必要なネットワークサービスを提供する「タイムズプラットフォームサービス（TPL）」の確立・展開により、「拡大」を推進いたします。

また、「進化」「融合」については、積極的にデジタル投資を行うことで、各種サービスにおける設備の強化やスマートフォンアプリの高度化・連携強化に加え、4つのネットワークを一元的に管理する基盤・体制の構築により、ビジョン実現に向けた取り組みを推進してまいります。

② 安定したサービスの提供

当社グループは、駐車場サービス及びモビリティサービスは社会インフラとしての側面も持ち合わせていると考えていることから、各サービスを安定的に供給することが重要であると認識しております。そのため、各種サービスを一元的に管理できる基盤・体制の構築に加え、品質を維持するための厳格なルールを制定することで事業を推進しております。

さらに、当社グループは、システムを通じてお客様へのサービス提供を行っております。そのため、システムにおいては十分な設備投資並びに人財の育成・採用等を行うことで安定稼働に努めてまいります。

③ 駐車場事業海外における事業ポートフォリオの最適化

当社グループは、2017年にSECURE PARKING PTY LTDとNATIONAL CAR PARKS LIMITEDをグループ化し、現在は、英国、豪州、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、台湾で駐車場事業を展開しております。

長期的に駐車場事業海外が当社グループの成長を牽引するためには、事業基盤の整備と強

化並びに事業ポートフォリオの最適化による収益性の改善と向上が喫緊の課題と認識しております。そのため、駐車場の管理及び運営体制の改善、新たな駐車場の開発等を強力に推進することで課題の解決に注力してまいります。駐車場の新規開発については、国内の駐車場事業戦略である「小型・分散・ドミナント化」をベースに、各地域の駐車場需要環境に適した短期契約駐車場「各国版タイムズパーキング」の開発を促進することで、大型かつ長期契約駐車場に偏った事業ポートフォリオの最適化を図り、事業リスクを低減させるとともに収益性の向上に努めてまいります。

④ 財務の健全性強化

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に財務基盤が毀損しましたが、財務施策とその後の業績回復により、2024年10月期末時点において株主資本比率は30.1%と一定程度回復いたしました。引き続き、財務の健全化を図ることを経営の重要課題と認識しております。

⑤ 環境課題への対応

気候変動への対応がグローバルに求められる経営環境の中、当社グループが運営する駐車場事業及びモビリティ事業は、電気自動車（以下、EV）及びEV充電器の主要な提供元のひとつとして注目を集めています。駐車場事業においては、EVの普及動向に注視しながら、駐車場へのEV充電器の設置を推進し、モビリティ事業におきましても、同様にEVの普及動向に注視しながら、モビリティサービスへの電動車（EV・HV）導入を推進してまいります。

また、当社は、2021年12月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に賛同を表明いたしました。今後も国際的なガイドラインや規格に沿って、CO₂排出量等の環境に関する情報開示の質と量を充実させていくとともに、大きく変化する市場及び社会環境を見定めながら、事業と連動した具体的な取り組みを推進することで、「循環経済型ビジネス」を担う交通インフラサービス企業として、環境負荷低減に貢献してまいります。

⑥ 多様な人材育成と働きがいのある環境の創出

当社グループは、従業員がお客様へ提供するサービス価値の多くを生み出しており、その持続的発展のためには、人材の育成と採用及び働きがいのある環境の創出が不可欠と考えております。商品やサービスが厳しく選別される時代において、従業員は企業の競争優位性を決定づける大切な経営資本であることから、人材ビジョンに「持てる個性を最大限発揮し、期待される役割を十二分に果たすとともに自らの能力を持続的に高める人材」を掲げ、多様性を尊重した人材育成及び採用に努めております。

⑦ 健康経営の推進

当社グループは、幅広い年代の従業員が心身ともに健康に活躍できる労働環境を整備するために「健康経営宣言」を表明しております。従業員とその家族の健康保持増進が当社グループにおける経営戦略上の重要課題であると考え、健康経営の視点を取り入れることで、従業員が心身の健康づくりに主体的・積極的に取り組める環境を提供し、パフォーマンスの高い活性化された組織を作っていくことを目指しております。

⑧ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループの持続的成長による企業価値の向上を実現するためには、経営基盤強化としてコーポレート・ガバナンスの強化が重要と考えております。そのため、的確かつ迅速な意思決定及び業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図っております。また、経営の健全性、公正性の観点から、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、当社グループ全体で、リスク管理、内部統制、コンプライアンスへの取り組みを徹底することで自浄能力の向上に努め、全てのステークホルダーからの信頼の向上につなげてまいります。

(9) 財産および損益の状況

区 分	第37期 2020.11~2021.10	第38期 2021.11~2022.10	第39期 2022.11~2023.10	第40期 (当連結会計年度) 2023.11~2024.10
売上高(百万円)	251,102	290,253	330,123	370,913
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△11,619	16,970	27,673	35,445
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	△11,658	2,476	17,542	18,625
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△75円45銭	15円22銭	102円87銭	109円20銭
総資産(百万円)	319,628	307,626	308,157	295,701
純資産(百万円)	16,432	40,042	58,416	78,144
1株当たり純資産額	105円93銭	234円46銭	342円28銭	457円79銭

- 注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第38期の期首から適用しており、第38期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
タイムズ24株式会社	100百万円	100.0%	駐車場運営
タイムズモビリティ株式会社	100百万円	100.0%	カーシェアリング運営・レンタカー運営
タイムズサービス株式会社	50百万円	100.0%	駐車場・車両の管理
タイムズコミュニケーション株式会社	67百万円	100.0%	コンタクトセンター、ロードサービス
パーク24ビジネスサポート株式会社	10百万円	100.0%	グループバックオフィス業務
SECURE PARKING PTY LTD	4豪ドル	(100.0%)	駐車場運営(豪州・ニュージーランド)
NATIONAL CAR PARKS LIMITED	692千ポンド	(51.0%)	駐車場運営(英国)

- 注) 1. ()内の数字は、間接所有による出資比率であります。
2. 上記の他、82社の連結子会社があります。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な事業内容 (2024年10月31日現在)

● 駐車場事業国内

遊休地や施設付帯駐車場等を賃借するサブリース契約と、駐車場所有者等から管理の委託を受ける管理受託契約および駐車場の自社保有により、時間貸および月極駐車場サービスを提供しております。また、予約型駐車場の運営や駐車場に付帯した施設の管理運営も行っております。

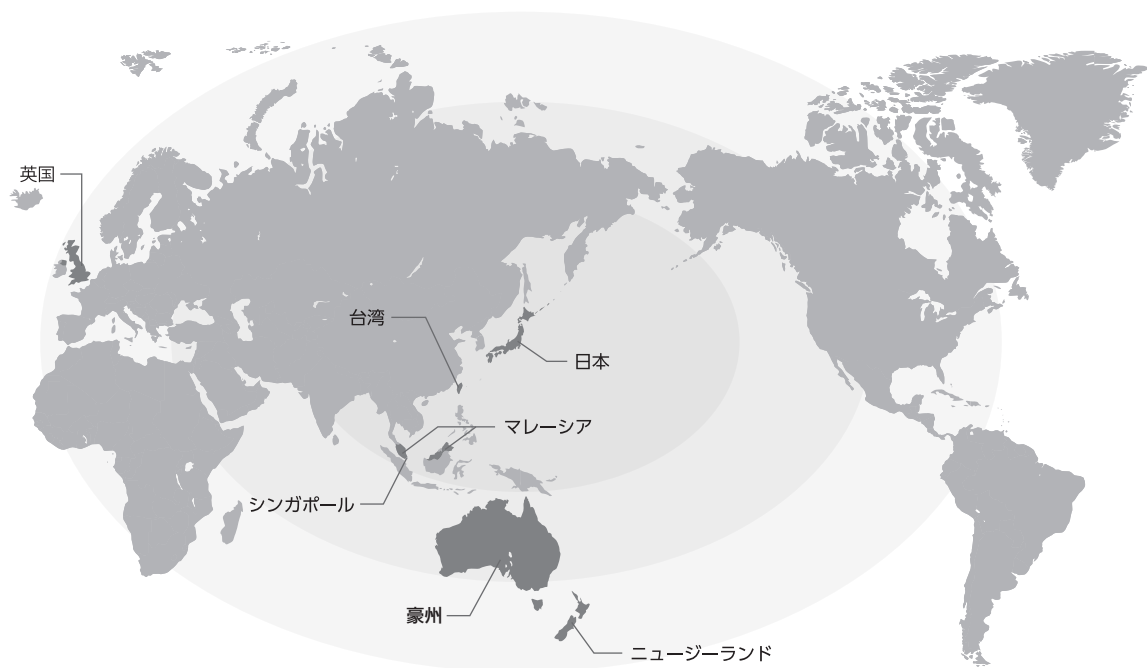
● 駐車場事業海外

英国、豪州、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、台湾において、サブリース契約ならびに管理受託契約により時間貸および月極駐車場サービスを提供しております。国内の駐車場事業戦略である「小型・分散・ドミナント化」をベースに各地域の駐車場需要環境に適した短期契約かつ少額投資型の駐車場の開発を促進しております。

● モビリティ事業

全国の有人店舗および無人ステーションで、利用したい時間・期間だけクルマを借りることができるモビリティサービス「タイムズカー」（カーシェアとレンタカーの融合サービス）を提供しております。また、クルマの事故・故障に対応するロードサービスも提供しております。

<パーク24グループの展開エリア>



(12) 主要な事業所 (2024年10月31日現在)

会社名	事業所	所在地
パーク24株式会社	本社	東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズ24株式会社	本社	東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズモビリティ株式会社	本社	東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズサービス株式会社	本社	東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズコミュニケーション株式会社	本社	東京都品川区西五反田一丁目18番9号
パーク24ビジネスサポート株式会社	東京本社	東京都品川区西五反田一丁目18番9号
	広島本社	広島県広島市中区小町3番19号
SECURE PARKING PTY LTD	本社	Level 13, 99 Mount Street, North Sydney, NSW, 2060, Australia
NATIONAL CAR PARKS LIMITED	本社	The Bailey, 16 Old Bailey, London EC4M 7EG

(13) 従業員の状況 (2024年10月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (名)	
駐車場事業国内	1,494	[1,867]
駐車場事業海外	1,644	[881]
モビリティ事業	1,521	[1,245]
全社 (共通)	843	[162]
合計	5,502	[4,155]

注) 1. 従業員数は、就業人員 (当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む) であり、臨時雇用者数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。

(14) 主要な借入先および借入額 (2024年10月31日現在)

借入先	借入残高
	百万円
株式会社三井住友銀行 (注1・2)	20,878
株式会社日本政策投資銀行 (注2)	13,000
株式会社三菱UFJ銀行 (注1・2)	12,863
株式会社みずほ銀行 (注2)	10,999
株式会社りそな銀行 (注2)	4,999

注) 1. 借入金残高には借入先の海外現地法人からの借入を含みます。

2. 借入金残高にはシンジケートローン契約による借入金を含みます。

(15) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 283,680,000株
 (2) 発行済株式の総数 171,048,369株
 (3) 株主数 43,339名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	23,232,300	13.62
(有) 千 寿	21,746,400	12.75
(株)日本カストディ銀行(信託口)	9,468,100	5.55
西 川 光 一	8,110,460	4.75
西 川 功	6,194,000	3.63
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	4,760,138	2.79
日 本 信 号 (株)	3,853,200	2.26
BANK PICTET AND CIE(EUROPE) AG, SUCCURSALE DE LUXEMBOURG REF UCITS	3,317,200	1.94
西 川 恭 子	3,200,000	1.88
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,950,675	1.73

注) 持株比率は自己株式(455,109株)を控除し、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役(監査等委員および社外取締役を除く)	38,781株	4名
社外取締役(監査等委員を除く)	-	-
取締役(監査等委員)	-	-

注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告③役員の状況(2)取締役の報酬等の額に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年1月25日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年2月22日付で自己株式73,464株の処分を行っております。

(7) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

事業報告

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

① 2018年10月11日開催の取締役会決議に基づき発行した2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の数	731個
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求にかかる本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
転換価額	3,823.8円
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額	10,000,000円
新株予約権の行使期間	2018年11月12日から 2025年10月15日まで
新株予約権の条件 (払込価額および行使期間を除く)	本新株予約権の一部行使はできない

② 2019年2月28日開催の取締役会決議に基づき発行した株価コミットメント型有償新株予約権

取締役会決議日	2019年2月28日
目的となる株式の種類	普通株式
払込金額	有償
発行価額	新株予約権1個あたり 1,097円
行使価額	株式1株あたり 2,622円
行使期間	2021年4月1日から 2027年3月31日まで
行使条件	注)
新株予約権の数および目的となる株式の数	2,940個・294,000株

注) 行使条件は以下のとおりです。

- a) 新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、当社が会社法第423条その他法令の規定により新株予約権者に対して損害賠償請求権を有すると判断される場合を含むがこれに限らない。）、その他本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会が定める事由に該当することとなった場合は、当該新株予約権者は、その時以後、本新株予約権を行使することができないものとする。
- b) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使期間開始日から満了日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも5,000円を上回った場合、当該日から1年以内に残存するすべての新株予約権を行使しなければならないものとする。ただし、上記a)に該当する場合を除く。

- c) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使期間開始日から満了日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも1,000円を下回った場合、権利行使期間満了日までに残存するすべての新株予約権を行使しなければならないものとする。ただし、上記a) に該当する場合を除く。
- d) 本新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が権利行使期間開始日の到来時および死亡時において上記a) に該当しない場合であって、かつ、権利行使期間開始日の到来後に死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権者の死亡後1年を経過する日までの期間（ただし、権利行使期間中であることを要する。）に限り、新株予約権者が死亡した日において行使可能であった本新株予約権を行使することができる（ただし、当該新株予約権者から新株予約権を相続により承継した相続人による当該本新株予約権の行使の機会は、当該相続人全員で1回に限るものとする。）。
- e) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- f) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

③ 2023年2月8日開催の取締役会決議に基づき発行した2028年満期ユーロ円建轉換社債型新株予約権付社債

新株予約権の数	3,500個
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求にかかる本社債の額面金額の総額を轉換価額で除した数とする
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
轉換価額	2,478円
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額	10,000,000円
新株予約権の行使期間	2023年3月10日から 2028年2月10日まで
新株予約権の条件 (払込価額および行使期間を除く)	本新株予約権の一部行使はできない

3 役員 の 状 況

(1) 取締役の氏名等 (2024年10月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 川 光 一	タイムズ24株式会社 代表取締役社長 タイムズモビリティ株式会社 代表取締役会長 NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役 有限会社千寿 代表取締役社長
取 締 役	佐々木 賢 一	専務執行役員 タイムズ24株式会社 取締役 タイムズモビリティ株式会社 取締役副社長執行役員 パーク24ビジネスサポート株式会社 代表取締役社長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役 NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役
取 締 役	川 上 紀 文	専務執行役員 タイムズ24株式会社 取締役専務執行役員 タイムズモビリティ株式会社 代表取締役社長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役 NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役
取 締 役	實 貴 孝 夫	上席執行役員 タイムズ24株式会社 取締役執行役員 SECURE PARKING PTY LTD 取締役
取 締 役	川 崎 計 介	上席執行役員 タイムズ24株式会社 取締役 タイムズサービス株式会社 取締役会長 タイムズコミュニケーション株式会社 取締役会長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役
取 締 役	大 浦 善 光	株式会社ウィズバリュー 代表取締役 株式会社MS-Japan 監査等委員である社外取締役 株式会社キャンディル 社外取締役
取 締 役	黒 木 彰 子	アイエックス・ナレッジ株式会社 社外取締役 学校法人帝京大学経済学部 教授 大崎電気工業株式会社 社外取締役 勤労者退職金共済機構 資産運用委員会委員長代理 (厚生労働省) 千代田化工建設株式会社 社外取締役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 (常勤監査等委員)	山 中 新 吾	タイムズ24株式会社 監査役 タイムズモビリティ株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	丹生谷 美 穂	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー 公契約監視委員会 (旧 公共調達監視委員会) 委員 (江戸川区) 民間資金等活用事業推進委員会 専門委員 (内閣府) ソニーフィナンシャルグループ株式会社 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	長 坂 隆	長坂隆公認会計士事務所 代表 特種東海製紙株式会社 監査等委員である社外取締役 イオンフィナンシャルサービス株式会社 社外取締役

- 注) 1. 取締役大浦善光氏、取締役黒木彰子氏、監査等委員である取締役丹生谷美穂氏および監査等委員である取締役長坂隆氏は社外取締役であり、大浦善光氏、黒木彰子氏、丹生谷美穂氏および長坂隆氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 常勤の監査等委員である取締役山中新吾氏は、コンプライアンス部門に長年勤務した経験を有しており、リスク管理・内部監査・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員である取締役長坂隆氏は、公認会計士として長年にわたり培ってきた会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。

(2) 取締役の報酬等の額

1. 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(イ) 取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定方法

当社は、取締役会の諮問に基づき指名報酬・ガバナンス委員会が答申を行い、取締役会にて取締役の個人別の報酬の内容にかかる決定方針を定めています。

(ロ) 取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要

1) 取締役の報酬の内容の決定にかかる基本方針

決定方針は、以下のa～dの基本方針に基づき策定しております。

- a 持続的な業績の向上及び企業価値の増大への動機付けとなること
- b 優秀な経営人材（人財）の確保に資するものであること
- c 株主の皆様との利害意識の共有（株主重視の経営意識を高める）ができる内容であること
- d 会社業績との連動性が高く、透明性・客観性が高いものであること

2) 取締役の報酬等の概要

当社の役員報酬制度は、上記の基本方針に基づき、役位、役割、業績への貢献度等に応じて、(i) 基本報酬、(ii) 短期インセンティブ (STI)、(iii) 長期インセンティブ (LTI) の総報酬額の基準額を定めております。社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬については、業務執行に対する独立性を担保するため基本報酬のみで構成されております。なお、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(i) 基本報酬

取締役が担当する職務、役割、責任及び事業の利益規模等の要素を考慮し定めた報酬テーブルに基づき決定される報酬体系を基本報酬として導入しております。

(ii) 短期インセンティブ (STI)

短期インセンティブ (STI) は、役位に応じて設定された基準額に評価指標（連結営業利益及び連結当期純利益）達成率に応じた支給倍率を乗じて算出しております。当該指標を選択した理由については、連結営業利益につきましては、為替・金利等の影響を受けない本業での利益として、本業での貢献を評価するためであり、連結当期純利益につきましては、株主利益に直結する最終利益とし

て、株主利益への貢献を評価するためであります。また、取締役の役割に応じて、定量的な評価指標（連結営業利益及び連結当期純利益）に加えて、定性的な指標を用いて評価しております。

なお、連結営業利益及び連結当期純利益については以下のとおりです。

		前連結会計年度	当連結会計年度
連結営業利益	連結営業利益	31,986百万円	38,697百万円
	前連結会計年度比	154.7%	121.0%
	事業計画（連結営業利益）	27,000百万円	35,000百万円
	事業計画（連結営業利益）達成率	118.5%	110.6%

		前連結会計年度	当連結会計年度
連結当期純利益	連結当期純利益	17,542百万円	18,625百万円
	前連結会計年度比	708.2%	106.2%
	事業計画（連結当期純利益）	13,000百万円	20,000百万円
	事業計画（連結当期純利益）達成率	134.9%	93.1%

（iii）長期インセンティブ（LTI）

長期インセンティブ（LTI）は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限期間につきましては、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間と定めております。また、評価指標につきましては、中長期的な企業価値向上への取り組みに対する報酬という性格上、各役員に長期的視点を持たせるために、連結営業利益及び連結当期純利益といった全社利益への貢献に加え、資本効率（ROIC）、ESG指標、定性評価を評価指標に含めております。なお、ESGに関する評価指標は、環境、社会、ガバナンスの視点を踏まえ4つの指標で構成しており、環境についてはサステナビリティの中長期目標の達成度、社会については従業員のエンゲージメント指数、ガバナンスについては外部評価機関におけるESG関連評価指数の平均を用いております。

(ハ) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役に対する個別の報酬の額の決定については、取締役会の決議により代表取締役社長である西川光一に一任しております。当該権限を一任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の果たした役割、貢献度等を判断するのは、代表取締役社長が最も適しているからであります。当該決定につきましては、代表取締役社長に委任した権限が適切に行使されるよう、取締役会は代表取締役社長及び社外取締役で構成される指名報酬・ガバナンス委員会に対し個人別の報酬に関する原案の決定方針への適合性等を諮問し、答申を受けることとしております。

(二) 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬・ガバナンス委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			短期インセン ティブ (STI)	長期インセン ティブ (LTI)	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	354 (23)	184 (23)	116	54	8 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	49 (24)	49 (24)			4 (2)

注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の金銭報酬の額につきましては、2016年1月27日における定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。決議時員数5名) の報酬額を年額5億円以内とすることについて決議いただいております。

また、上記の報酬枠とは別枠にて、業績連動報酬として、2024年1月25日における定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。決議時員数5名) の譲渡制限付株式報酬の額として年額2億円以内、株式数の上限を年200,000株以内とすることについて決議いただいております。

2. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額につきましては、2024年1月25日における定時株主総会において、監査等委員である取締役（決議時員数3名）の報酬額を年額1億円以内とすることについて決議いただいております。
3. 短期インセンティブ（STI）の金額は、当事業年度の役員賞与引当金の繰入額であり、長期インセンティブ（LTI）の金額は費用計上額であります。
4. 2023年度の業績連動報酬の金額につきましては、105百万円支給いたしました。
5. 長期インセンティブ（LTI）は非金銭報酬であります。当該内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、（2）取締役の報酬等の額1. 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、株式の状況（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況に記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役大浦善光氏は、株式会社ウィズバリュー代表取締役、株式会社MS-Japan監査等委員である社外取締役および株式会社キャンディル社外取締役を兼務しております。なお、当社は、各兼職先との間に特別な利害関係はございません。

取締役黒木彰子氏は、アイエックス・ナレッジ株式会社社外取締役、学校法人帝京大学経済学部教授、大崎電気工業株式会社社外取締役、勤労者退職金共済機構資産運用委員会委員長代理（厚生労働省）および千代田化工建設株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社は、各兼職先との間に特別な利害関係はございません。

監査等委員である取締役丹生谷美穂氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナー、公契約監視委員会（旧 公共調達監視委員会）委員（江戸川区）、民間資金等活用事業推進委員会専門委員（内閣府）およびソニーフィナンシャルグループ株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社は、各兼職先との間に特別な利害関係はございません。

監査等委員である取締役長坂隆氏は、長坂隆公認会計士事務所代表、特種東海製紙株式会社監査等委員である社外取締役およびイオンフィナンシャルサービス株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社は、各兼職先との間に特別な利害関係はございません。

② 主要取引先等特定関係事業者等との関係 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況
(取締役会および監査等委員会への出席状況)

	取締役会（14回開催）注1		監査等委員会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 大浦善光	14回	100%	一回	—%
取締役 黒木彰子	注2 10回	100%	一回	—%
取締役（監査等委員）丹生谷美穂	14回	100%	15回	100%
取締役（監査等委員）長坂 隆	14回	100%	15回	100%

注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第372条第1項の規定に基づく書面報告を2回実施しております。

注) 2. 黒木彰子氏は2024年1月25日付で社長の取締役に就任いたしましたため、出席対象となる取締役会の回数は10回となります。

(取締役会および監査等委員会における発言状況ならびに社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要)

取締役大浦善光氏は、上場企業において執行役として経営の経験を有するとともに、他社の社外取締役も務めておられ、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

取締役黒木彰子氏は、外資系コンサルティング会社や大手IT企業等での実務経験に基づく会計・ファイナンスと、人事領域に関する深い見識を有しており、他社の社外取締役も務めておられ、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

監査等委員である取締役丹生谷美穂氏は、弁護士法人をはじめとした企業法務に従事してきており、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

監査等委員である取締役長坂隆氏は、公認会計士として長年にわたり培ってきた会計に関する専門的な知識と豊富な経験に加え、監査法人において監査部長や常務理事を務められた実績を有しており、他社の社外取締役も務めておられ、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

(4) 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由

当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびにコンプライアンス統括機能を担う部署と監査等委員との連携を円滑にするため、山中新吾氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役大浦善光氏、取締役黒木彰子氏、監査等委員である取締役山中新吾氏、監査等委員である取締役丹生谷美穂氏および監査等委員である取締役長坂隆氏の各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人。ただし、当社の海外子会社にあつては、当社ならびに当社の国内子会社から出向しているものおよび役員と兼務しているものに限ります。

② 保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しています。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	64百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1億2百万円

注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 上記以外に、当社において前事業年度に係る追加報酬の額が3百万円あります。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 会社の体制および方針

2024年11月1日現在

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、当社および会社法第2条第3号に定義される子会社により構成される企業集団（以下「グループ」という）のグループ行動規範を策定し、取締役および監査役ならびに従業員（以下「役職員」という）の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するためのコンプライアンスに関する規範体系を明確にし、取締役はこれを自らの管掌する役職員に教育、徹底し、グループ内のコンプライアンス体制の確立を図る。
 - (2) 取締役会は、複数の社外取締役を選任し、取締役の業務の執行に関する監督機能の維持・強化を図る。また、当社取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を社外取締役で構成する指名報酬・ガバナンス委員会を設置し、取締役の指名および取締役の処遇の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図る。
 - (3) 取締役会は、関係会社管理規則を制定し、経営管理、事業管理に関して子会社を支援、監督し、グループ全体につき適正な業務体制を構築する。
 - (4) コンプライアンス統括機能を担う部署を設置し、重要な意思決定を行う事項については同部署で事前に適法性を検証するとともに、役職員に対する教育および指導を行い、コンプライアンス体制が適正に運営されているかを検証するために、内部監査規則にもとづき、グループの全部門を対象とする内部監査を実施する。
 - (5) 内部公益通報者保護規則を制定し、社内窓口および第三者を受領者とするグループ内部通報システムを構築する他、海外子会社においては、現地の通報窓口とは別に、当社に直接通報を行えるグローバル通報窓口を設置するなど、グループにおける報告体制を整備する。

- (6) 監査等委員会は、取締役の職務執行が法令および定款に適合しているか、グループにおけるコンプライアンス体制が適正に運営されているかを監視する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報を、その保存媒体等に応じて適切に保存および管理することとする。
- (2) 文書の保存期間その他の管理体制については、経営会議において文書管理規定を策定し、同規定の定めによるものとする。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、取締役会の下、グループの経営に伴う不確実性および損失の危険（以下「リスク」という）をアセスメント（特定、分析および評価）し、それぞれのリスクについて管理責任部署を定め、その管理体制を整備する。
- (2) リスク管理について当社内またはグループで横断的に対応すべき事項については、取締役会の下に当該リスク統括機能を伴う機関を置き、その管理体制を構築する。
- (3) リスクの各管理責任部署は、リスクアセスメントの結果に基づき、リスク対応方法を選択するとともに、必要に応じて当該リスクの対応計画を策定し、リスク対応を実施し、取締役会またはリスク統括機関に報告する。
- (4) 取締役会またはリスク統括機関は、リスクの各管理責任部署が実施したリスク対応をモニタリングし、レビューを実施する。

4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の業務執行を合理的かつ円滑に進めるための対策として、必要に応じて執行役員制度を導入し、迅速な意思決定を行える体制を構築する。
- (2) 月に1回以上開催される取締役会に加えて、必要に応じて取締役と執行役員を構成員とする経営会議を組織し、経営に影響を及ぼす重要事項については、そこで審議・決定し、当該決定事項が効率的に業務執行される体制を構築するものとする。
- (3) 取締役会は、組織規定・職務権限規定を策定し、取締役もしくは執行役員に業務執行

を委任し、効率的に業務を執行できる体制を構築する。組織規定・職務権限規定等の諸規程は法令の改廃、職務執行の効率化等の必要性に応じて適宜見直すものとする。

- (4) 取締役会は、各部門間での有効な連携の確保のための体制の整備を行う。
- (5) 必要に応じて主要な子会社に当社の役職員を派遣し、当該子会社の支援、管理および監督を行う。
- (6) グループ横断的にサステナビリティ方針や戦略を策定し、目標とすべき指標等について審議及び設定を行い、取締役会に報告や提言を行う機関として、サステナビリティ委員会を設置するものとする。なお、同委員会配下に、環境や社会課題を検討するために事業ごとの分科会を設置し、関連リスクの管理および委員会が指示した業務を遂行する機関とする。
- (7) グループにおけるシステム全体方針の策定の他、システム投資の手続きを透明かつ効果的に管理し、事業戦略と一致する機動的な投資判断を行い、取締役会等に報告や提言を行う機関として、システム委員会を設置するものとする。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規則において、子会社の経営上の重要事項について、当社の事前承認を必要とするとともに、営業成績、財務状況、その他の重要な情報について、当社への報告を義務づける。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制

代表取締役は、監査等委員会が実施する監査を補助するため、監査等委員会からの請求がある場合には、適切な従業員を監査補助者として選任する。

7. 前号の取締役および使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および当社の監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人が選任された場合、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するに際しては取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令系統には属さず、独立して監査等委員会の職務の補助にあたるものとし、監査等委員会の指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となるものとする。

8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員は、取締役会のほか経営会議に出席し、報告および審議に参加することができる。
- (2) 取締役および各部署の責任者は、以下の事項を監査等委員会に対して速やかに報告する。
 - ①グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ②グループにおける内部監査の結果
 - ③企業倫理に関する苦情相談窓口に対する通報の状況
 - ④法令等により報告が要求される事項
 - ⑤上記のほか監査等委員会がその職務遂行上報告を受けると判断した事項
- (3) グループの役職員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (4) 内部公益通報者保護規則において、コンプライアンス統括責任者は、重大事案について監査等委員会に遅滞なく報告しなければならないと定め、実施する。
また、通報内容により関係する子会社の監査役への報告も行うものとする。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループの監査等委員会または監査役へ報告を行ったグループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの役職員に周知徹底する。

10. 当社の監査等委員の職務について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、必要に応じて内部監査部、リスク管理の各責任者および取締役に対して、監査の実効性を確保するために必要な調査・報告等を要請することができる。
- (2) 監査等委員は、経営会議のほかグループの重要な会議に出席することができる。
- (3) 内部監査部門の責任者の任免（社内異動を含む）に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を要するものとする。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社およびグループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

①対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

当社は、経営管理本部を反社会的勢力対応の統括部署とし、同本部に不当要求防止責任者を配置するとともに、子会社を含めたグループ全体の反社会的勢力との取引防止に関する企画・管理等を行っている。

②外部の専門機関との連携状況

当社は、警察署との連絡を密にし、また特殊暴力防止対策連合会・防犯協会等に入会し、情報収集に努めるとともに、特殊暴力の追放、被害防止活動に積極的に参加・連携している。

③反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、経営管理本部にグループ全体の反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的な管理を行っている。

④対応マニュアルの整備状況

当社は、グループ共通の行動規範において反社会的勢力との関係遮断を定め、さらに業務の必要に応じて具体的な内容をマニュアル等に定めている。

⑤研修活動の実施状況

当社は、反社会的勢力に対する対応についてコンプライアンス上の重要項目と位置づけ、定期的に研修活動を実施している。

なお、グループの内、海外子会社につきましては、所在国の法令規則ならびに商慣習等の遵守を優先し、可能な範囲において本方針に準じた体制をとることとしています。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

職務執行の適正性および効率性の向上

当社は、当事業年度において定例を含め14回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略にかかる重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、取締役会の監督機能および経営体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社制度を採用しております。あわせて、取締役の指名や報酬に関する事項を協議するため、当社取締役会の諮問機関として指名報酬・ガバナンス委員会を12回開催しました。

当社ならびに子会社における業務の適正性の確保

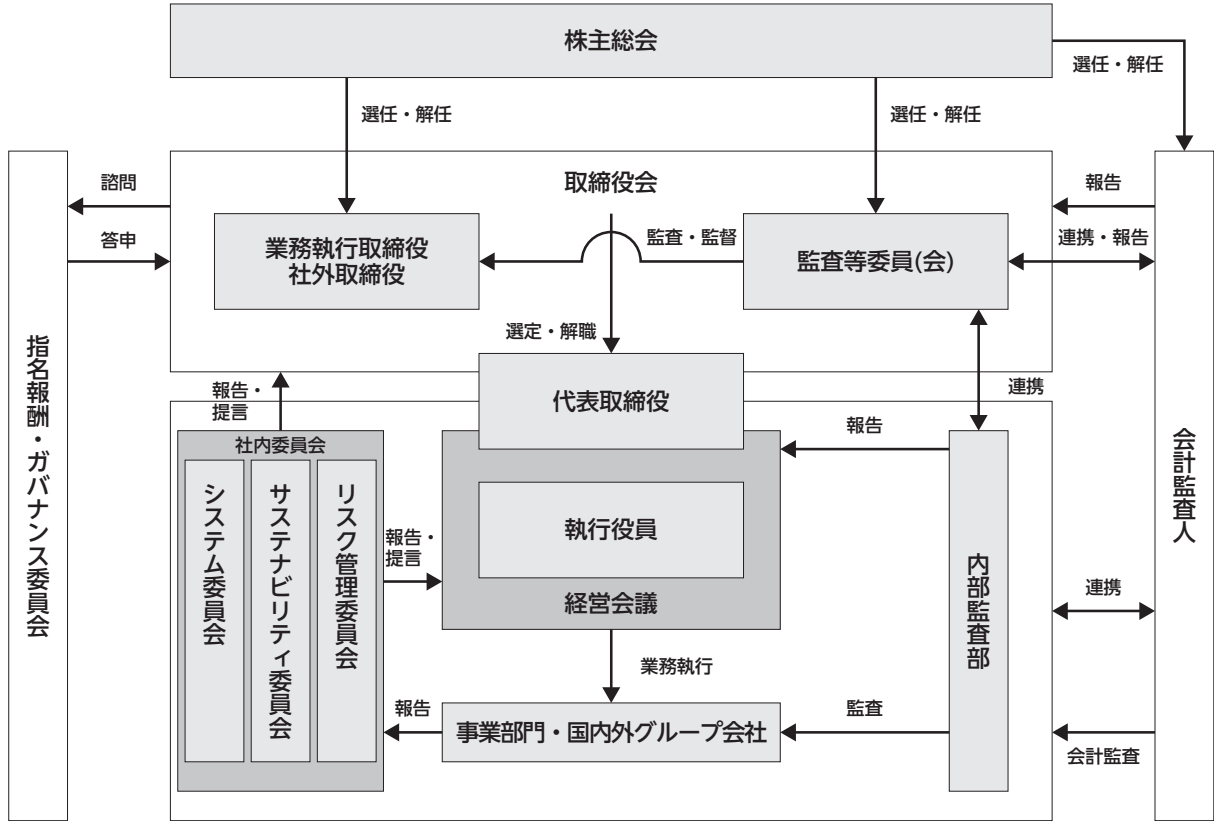
当社の取締役および執行役員がグループ各社の役員に就任し、グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。また、内部監査規則に基づき、当社ならびにグループ会社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることの確保

監査等委員会を15回開催し、監査等委員である取締役は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、取締役会やグループ会社の重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人ならびにコンプライアンス統括機能を担う部署との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

業務の適正を確保するための体制

2024年11月1日現在



■ **連結貸借対照表** (2024年10月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	111,840
現金及び預金	48,733
受取手形	282
売掛金	26,740
リース投資資産	7,152
棚卸資産	2,871
前払費用	15,831
その他	10,908
貸倒引当金	△679
固定資産	183,810
有形固定資産	
133,604	
建物及び構築物	33,612
機械装置及び運搬具	37,810
工具、器具及び備品	6,162
土地	24,899
リース資産	6,927
使用権資産	19,464
建設仮勘定	4,726
無形固定資産	
31,122	
のれん	17,391
契約関連無形資産	4,446
その他	9,284
投資その他の資産	
19,083	
長期前払費用	6,336
敷金及び保証金	5,689
退職給付に係る資産	890
繰延税金資産	4,567
その他	1,602
貸倒引当金	△2
繰延資産	51
株式交付費	51
資産合計	295,701

科目	金額
負債の部	
流動負債	79,026
短期借入金	1,471
1年内償還予定の株予約権付社債	7,310
1年内返済予定の長期借入金	395
リース債務	10,845
未払金	10,783
未払費用	20,338
未払法人税等	4,742
賞与引当金	3,225
その他	19,914
固定負債	
138,531	
新株予約権付社債	35,000
長期借入金	67,822
リース債務	21,138
繰延税金負債	1,239
資産除去債務	9,469
その他	3,860
負債合計	217,557
純資産の部	
株主資本	89,063
資本金	32,739
資本剰余金	28,326
利益剰余金	29,079
自己株式	△1,081
その他の包括利益累計額	△10,967
その他有価証券評価差額金	137
繰延ヘッジ損益	20
土地再評価差額金	△1,035
為替換算調整勘定	△7,225
退職給付に係る調整累計額	△2,864
新株予約権	49
純資産合計	78,144
負債及び純資産合計	295,701

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■連結損益計算書 (2023年11月1日から2024年10月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		370,913
売上原価		268,843
売上総利益		102,069
販売費及び一般管理費		63,371
営業利益		38,697
営業外収益		
未利用子会社収入	189	
為替差益	430	
その他	522	1,142
営業外費用		
支払利息	3,605	
その他	789	4,395
経常利益		35,445
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	1	4
特別損失		
減損損失	2,831	
その他	317	3,149
税金等調整前当期純利益		32,301
法人税、住民税及び事業税	9,529	
法人税等調整額	4,145	13,675
当期純利益		18,625
親会社株主に帰属する当期純利益		18,625

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■連結株主資本等変動計算書 (2023年11月1日から2024年10月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	32,739	28,326	10,491	△1,255	70,301
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			18,625		18,625
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△38		174	136
自己株式処分差損の振替		38	△38		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	18,587	174	18,762
当期末残高	32,739	28,326	29,079	△1,081	89,063

	その他の包括利益累計額						新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	118	23	△1,035	△8,099	△2,943	△11,936	51	58,416
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益								18,625
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								136
自己株式処分差損の振替								—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	19	△3	—	873	79	968	△1	966
当期変動額合計	19	△3	—	873	79	968	△1	19,728
当期末残高	137	20	△1,035	△7,225	△2,864	△10,967	49	78,144

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■貸借対照表 (2024年10月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	84,516
現金及び預金	13,286
商 品	761
貯 蔵 品	935
関係会社短期貸付金	54,100
未 収 入 金	12,959
そ の 他	2,479
貸 倒 引 当 金	△6
固定資産	122,349
有形固定資産	
有 形 固 定 資 産	52,146
建 物	20,679
構 築 物	176
機 械 及 び 装 置	167
車 両 運 搬 具	6
工 具 、 器 具 及 び 備 品	3,676
土 地	24,154
建 設 仮 勘 定	3,287
無形固定資産	
無 形 固 定 資 産	7,435
ソ フ ト ウ エ ア	5,973
そ の 他	1,462
投資その他の資産	
投 資 其 他 の 資 産	62,767
関 係 会 社 株 式	57,565
敷 金 及 び 保 証 金	2,363
繰 延 税 金 資 産	1,368
そ の 他	1,469
繰延資産	
繰 延 資 産	51
株 式 交 付 費	51
資産合計	206,917

科目	金額
負債の部	
流動負債	24,352
短 期 借 入 金	600
1 年 内 償 還 予 定 の 株 予 約 権 付 社 債	7,310
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	50
未 払 費 用	5,572
未 払 法 人 税 等	826
預 り 金	7,092
賞 与 引 当 金	700
そ の 他	2,201
固定負債	
固 定 負 債	106,059
新 株 予 約 権 付 社 債	35,000
長 期 借 入 金	67,774
資 産 除 去 債 務	2,940
そ の 他	344
負債合計	130,412
純資産の部	
株主資本	77,332
資 本 金	32,739
資 本 剰 余 金	34,491
資 本 準 備 金	34,491
利 益 剰 余 金	11,183
利 益 準 備 金	82
そ の 他 利 益 剰 余 金	11,100
別 途 積 立 金	19,592
繰 越 利 益 剰 余 金	△8,491
自 己 株 式	△1,081
評価・換算差額等	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	△877
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	137
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	20
土 地 再 評 価 差 額 金	△1,035
新株予約権	49
純資産合計	76,504
負債及び純資産合計	206,917

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■損益計算書 (2023年11月1日から2024年10月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		58,687
売上原価		9,046
売上総利益		49,641
販売費及び一般管理費		18,193
営業利益		31,448
営業外収益		
受取利息及び配当金	344	
為替差益	401	
その他	121	866
営業外費用		
支払利息	2,149	
その他	126	2,275
経常利益		30,039
特別利益		
投資有価証券売却益	1	
その他	0	1
特別損失		
固定資産除却損	16	16
税引前当期純利益		30,023
法人税、住民税及び事業税	795	
法人税等調整額	320	1,115
当期純利益		28,907

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■株主資本等変動計算書（2023年11月1日から2024年10月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	32,739	34,491	－	34,491	82	19,592	△37,361	△17,686	△1,255	48,288
当期変動額										
当期純利益							28,907	28,907		28,907
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			△38	△38					174	136
自己株式処分差損の振替			38	38			△38	△38		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	28,869	28,869	174	29,044
当期末残高	32,739	34,491	－	34,491	82	19,592	△8,491	11,183	△1,081	77,332

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	118	23	△1,035	△893	51	47,446
当期変動額						
当期純利益						28,907
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						136
自己株式処分差損の振替						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19	△3	－	15	△1	14
当期変動額合計	19	△3	－	15	△1	29,058
当期末残高	137	20	△1,035	△877	49	76,504

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年 12月 16日

パーク二四株式会社
(定款上の商号 パーク 2 4 株式会社)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安永 千尋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パーク二四株式会社（定款上の商号 パーク 2 4 株式会社）の2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パーク二四株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年 12月 16日

パーク二四株式会社
(定款上の商号 パーク 2 4 株式会社)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安永 千尋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パーク二四株式会社（定款上の商号 パーク 2 4 株式会社）の2023年11月1日から2024年10月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年12月16日

パーク24株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山中新吾 ㊟

監査等委員 丹生谷美穂 ㊟

監査等委員 長坂 隆 ㊟

(注1) 監査等委員丹生谷美穂および長坂隆は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場
地下1階 パレロワイヤル

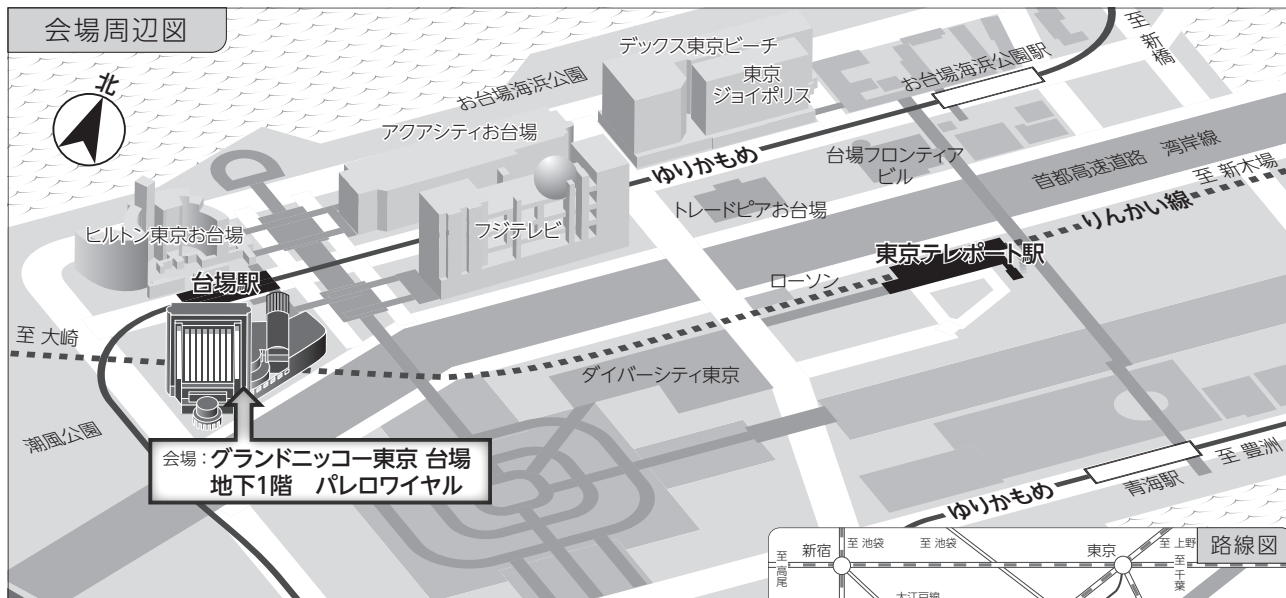
最寄駅

ゆりかもめ
台場駅より徒歩 約1分
りんかい線
東京テレポート駅より徒歩 約15分

路線バス

路線バスもご利用いただけます。
お台場レインボーバス
(品川駅港南口～田町駅東口～お台場循環)
グランドニッコー東京 台場下車
(所要時間20分から25分前後)

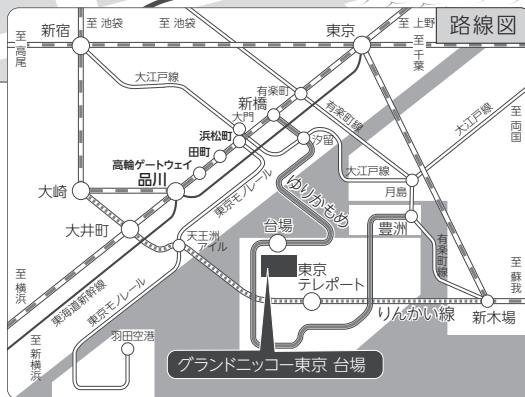
会場周辺図



お知らせ

- ・会場と東京テレポート駅間の送迎バスの運行はございません。
- ・駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・台場駅より会場まではすべてバリアフリールートとなっております。会場正面の階段横にスロープがございます。
- ・会場内に車いす専用スペースを設けております。受付の際に係員がご案内させていただきます。
- ・株主の皆さまへのお土産の配布は廃止といたします。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

路線図



経営近況報告会の開催について

株主総会終了後「経営近況報告会」を開催させていただきます。ご予定でございます。

**第40回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

パーク24株式会社

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 89社

タイムズ24株式会社、タイムズモビリティ株式会社、タイムズサービス株式会社、タイムズコミュニケーション株式会社、パーク24ビジネスサポート株式会社、タイムズサポート株式会社、タイムズイノベーションキャピタル合同会社、TFI株式会社、PARK24 INTERNATIONAL LIMITED、MEIF II CP Holdings 2 Limited、NATIONAL CAR PARKS LIMITED、PARK24 AUSTRALIA PTY LTD、SECURE PARKING PTY LTD、PARK24 SINGAPORE PTE. LTD.、TIMES24 SINGAPORE PTE. LTD.、PARK24 MALAYSIA SDN. BHD.、TIMES24 MALAYSIA SDN. BHD.、台湾普客二四股份有限公司 他71社

Securetech Solutions Sdn.Bhd.は、清算終了により連結の範囲から除外しております。

PARK24 UK LIMITEDは、2024年2月1日付でPARK24 INTERNATIONAL LIMITEDに商号変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
TFI株式会社	3月31日 *1
PARK24 INTERNATIONAL LIMITED	9月30日 *2
MEIF II CP Holdings 2 Limitedとその子会社68社	9月30日 *2
PARK24 AUSTRALIA PTY LTD	9月30日 *2
SECURE PARKING PTY LTDとその子会社3社	9月30日 *2
PARK24 SINGAPORE PTE. LTD.	9月30日 *2
TIMES24 SINGAPORE PTE. LTD.	9月30日 *2
PARK24 MALAYSIA SDN. BHD.	9月30日 *2
TIMES24 MALAYSIA SDN. BHD.	9月30日 *2
台湾普客二四股份有限公司	9月30日 *2

*1 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

*2 連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a 商品

主に個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

b 貯蔵品

主に個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

a リース資産以外の有形固定資産

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 1年～46年

b リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、主に残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。

なお、IFRSを適用する一部の在外連結子会社は、IFRS第16号「リース」を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

契約関連無形資産 16年～29年

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は5年であります。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理の方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、国内と海外における駐車場事業及びモビリティ事業を行っており、これらの事業から生じる収益は、主として顧客との契約に従い計上しており、取引価格は顧客との契約による対価で算定しております。顧客との契約に係る対価は履行義務を充足してから短期間に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① 駐車場事業（国内及び海外）

主に時間貸及び月極駐車場サービスに係る収益であり、顧客との利用約款に基づいて駐車場を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスの提供を完了した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、月極駐車場サービスについては、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

② モビリティ事業

主に車両貸出サービスに係る収益であり、顧客との利用約款に基づいて車両を貸し出す履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスの提供を完了した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、当社グループは会員顧客向けのポイントプログラムを運営しており、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイントの利用時及び失効時に履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年間で均等償却しております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象：借入金、借入金の金利

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引を行っております。また、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動を把握しその対応関係を確認することにより、有効性の評価を行っております。なお、特例処理の適用が可能なものについては、有効性の評価を省略しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」31百万円は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外費用」の「駐車場解約費」277百万円は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産除却損」376百万円は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

のれん及び契約関連無形資産の評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(1) PARK24 INTERNATIONAL LIMITED

のれん 7,224百万円

契約関連無形資産 4,446百万円

減損損失 1,978百万円

(2) PARK24 AUSTRALIA PTY LTD

のれん 5,172百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により計上したのれん及び契約関連無形資産の評価は、将来の事業計画及び事業計画を超える期間の成長率に基づいて評価しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、事業計画と実績が異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん及び契約関連無形資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、単体納税制度からグループ通算制度へ移行しております。また、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 191,694百万円
2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を定めるために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2000年10月31日

再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 567百万円

3. 契約負債残高

契約負債については、流動負債の「その他」に計上しております。契約負債の金額は、「(収益認識に関する注記) 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1) 契約負債の残高等」に記載のとおりであります。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

建物及び構築物	3百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円
計	3百万円

3. 減損損失

当社グループは、事業用資産について管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行い、処分予定資産及び遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度におきましては、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	地域等	減損損失
契約関連無形資産	英国ブライトン他	1,978百万円
駐車場設備（海外）	英国カーディフ他	425百万円
使用権資産	豪州シドニー他	392百万円
駐車場設備（国内）	福岡県福岡市他	27百万円
モビリティ店舗・営業所	宮城県仙台市他	7百万円

減損損失の種類別内訳

建物及び構築物	105百万円
工具、器具及び備品	343百万円
契約関連無形資産（注）1	1,978百万円
使用権資産（注）2	392百万円
長期前払費用	11百万円
計	2,831百万円

(注) 1. PARK24 INTERNATIONAL LIMITEDにおいて、企業結合時点のリース契約に起因する超過収益の現在価値を計上しております。

2. IFRSを適用する一部の在外連結子会社において、IFRS第16号「リース」に基づき計上しております。

契約関連無形資産、駐車場設備（海外）及び使用権資産については、収益性の低下が認められたため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを8.5%～13.3%で割り引いて算定しております。

駐車場設備（国内）及びモビリティ店舗・営業所については、閉鎖の意思決定を行ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額はゼロと算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数	171,048,369株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当	－百万円
3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当	852百万円
4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数	541,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を短期の定期性預金等安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については設備投資計画に応じて社債もしくは銀行借入で賄う方針であります。また、短期的な運転資金は銀行借入で調達しております。デリバティブ取引は将来の金利及び為替の変動リスク回避を目的としており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金等の売上債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については個別に把握及び対応を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。上場株式については四半期ごとに時価を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

新株予約権付社債、借入金及びリース債務は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利や為替の変動リスクのほか、調達環境の変化により資金調達コストが増加するリスクに晒されていますが、株主資本比率等の財務の健全性強化、債務償還額の平準化、債務の長期化及び固定金利での調達や金利スワップなどのデリバティブ取引により支払金利の固定化を行うことにより、資金調達に係るリスクを抑制する方針をとっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、主なものは次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券(注) 1、2 其他有価証券	237	237	-
資産計	237	237	-
新株予約権付社債(1年内償還予定含む)	42,310	41,726	△583
長期借入金(1年内返済予定含む)	68,218	66,798	△1,419
リース債務(1年内返済予定含む)	31,984	31,437	△546
負債計	142,512	139,961	△2,550
デリバティブ取引(注) 3	29	29	-

(注) 1. 投資有価証券は連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

2. 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	199

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味債務となる項目については()で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	237	-	-	237
資産計	237	-	-	237
デリバティブ取引	-	29	-	29

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
新株予約権付社債(1年内償還予定含む)	－	41,726	－	41,726
長期借入金(1年内返済予定含む)	－	66,798	－	66,798
リース債務(1年内返済予定含む)	－	31,437	－	31,437
負債計	－	139,961	－	139,961

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ取引で繰延ヘッジ会計によるものは、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該借入金の時価に含めて記載しております。

新株予約権付社債

新株予約権付社債の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都、神奈川県その他の地域において、賃貸用の駐車場施設（土地を含む）等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
30,279	53,179

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	駐車場事業国内	駐車場事業海外	モビリティ事業	計
売上高				
顧客との契約から生じる収益	163,623	80,520	109,033	353,177
その他の収益(注)	13,081	1,890	2,763	17,735
外部顧客への売上高	176,704	82,411	111,796	370,913

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	23,624	27,022
契約負債	717	412

契約負債は、顧客に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、717百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	457円79銭
2. 1株当たり当期純利益	109円20銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及びその他の関係会社有価証券
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 商品
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ② 貯蔵品
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。
なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び賃貸用車輛並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - (3) 長期前払費用
定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主として子会社からの受取配当金の他、子会社との契約に基づく業務委託料、ポイントプログラム運営料、レンタル収入及び不動産賃貸料であり、いずれも当社の子会社を主たる顧客としております。

業務委託料については、子会社に対する経営の管理・指導及び子会社が運営する事業に付帯する業務を行うことを履行義務としており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。

ポイントプログラム運営料は、子会社が会員顧客に付与したポイントの利用時及び失効時に履行義務が充足されると判断し、子会社との契約における単価に基づき収益を認識しております。

レンタル収入及び不動産賃貸料は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき、契約における月当たりの賃貸料をその対応する期間で収益を認識しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象：借入金、借入金の金利

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引を行っております。また、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動を把握しその対応関係を確認することにより、有効性の評価を行っております。なお、特例処理の適用が可能なものについては、有効性の評価を省略しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「売掛金」699百万円及び「前払費用」882百万円は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「未払金」6,300百万円及び「契約負債」717百万円は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」67百万円は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式 (PARK24 INTERNATIONAL LIMITED 及び PARK24 AUSTRALIA PTY LTD) の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(1) PARK24 INTERNATIONAL LIMITED	22,446百万円
(2) PARK24 AUSTRALIA PTY LTD	15,938百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、取得価額をもって貸借対照表価額としておりますが、超過収益力を反映した実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が裏付けられる場合を除き、相当の減額処理をすることとしております。

超過収益力を反映した実質価額の算定には、連結計算書類における「(会計上の見積りに関する注記)のれん及び契約関連無形資産の評価」に記載されている見積りが含まれているため、将来の不確実な経済条件の変動などによってこれらの見積りが影響を受けた場合には、関係会社株式の金額に重要な影響を受ける可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対し、債務保証を行っております。

PARK24 AUSTRALIA PTY LTD	2,420百万円
SECURE PARKING PTY LTD	2,222百万円
タイムズ24株式会社	320百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,626百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	5,368百万円
短期金銭債務	1,071百万円

4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を定めるために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日	2000年10月31日
再評価を行った土地の事業年度末における時価 と再評価後の帳簿価額との差額	567百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引高	
営業収入	57,162百万円
営業費用	2,230百万円
営業取引以外の取引高	348百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	528,494株	79株	73,464株	455,109株

- (注) 1. 当期増加株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2. 当期減少株式数は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式	29,921百万円
資産除去債務	900百万円
土地再評価差額金	316百万円
賞与引当金	214百万円
その他	340百万円
小計	31,694百万円
評価性引当額	29,523百万円
合計	2,170百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	772百万円
その他	29百万円
合計	801百万円

繰延税金資産の純額 1,368百万円

当社は、当事業年度より単体納税制度からグループ通算制度へ移行しております。また、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
タイムズ24 株式会社	100.0%	駐車場業務シス テム管理委託等 管理部門に関す る業務委託 駐車場の賃貸 役員の兼任	資金の貸付	6,000	関係会社 短期貸付金	6,000
			配当金の受取	22,600	—	—
			業務の受託	17,351	未収入金	1,677
			債務保証	320	—	—
タイムズ モビリティ 株式会社	100.0%	タイムズカー業 務システム管理 委託等 管理部門に関す る業務委託 役員の兼任	資金の貸付	2,500	関係会社 短期貸付金	46,800
			業務の受託	6,494	未収入金	694
PARK24 AUSTRALIA PTY LTD	100.0%	豪州における駐 車場運営管理 役員の兼任	増資の引受	13,464	—	—
			貸付金の回収	8,896	—	—
			債務保証	2,420	—	—
SECURE PARKING PTY LTD	100.0%	豪州における駐 車場運営管理 役員の兼任	債務保証	2,222	—	—

- (注) 1. 業務の受託料は、市場価格を勘案して一般の取引と同様に決定しております。
 2. 資金の貸付は、市場金利を勘案して一般の取引と同様に決定しております。
 3. 資金の貸付及び貸付金の回収は純額で表示しております。
 4. PARK24 AUSTRALIA PTY LTDに対する増資の引受は、同社が行った増資を全額引き受けると同時に、当社の出資により払い込まれた金銭によって、同社に対する貸付金を全額回収しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	448円17銭
2. 1株当たり当期純利益	169円48銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。